

医 療 法 人 数

法人種類	医療法人総数 ①+②+③	特定医療法人 ①	特別医療法人 ②	非特定、非特別の医療法人 ③
財 団 A	403	71	(3) 7	328
社 団 B=a+b	36,903	285	(8) 22	36,604
(社団持分有) a	36,581	—	—	36,581
(社団持分無) b	322	285	(8) 22	23
総 数 A+B	37,306	356	(11) 29	36,932

※ ・平成15年3月末現在医政局指導課調べ

・特別医療法人の上段()書は、特定医療法人と兼ねている法人数

・医療法人総数の算出は、特定医療法人+特別医療法人-[特定医療法人かつ特別医療法人(表中()の部分)]+非特定、非特別の医療法人

医療法人 社団(持分無)の内訳

①特定医療法人取消のため

②設立当初から持分無

③不明

23法人

3法人

8法人

12法人

出資額限度法人に係る課税関係

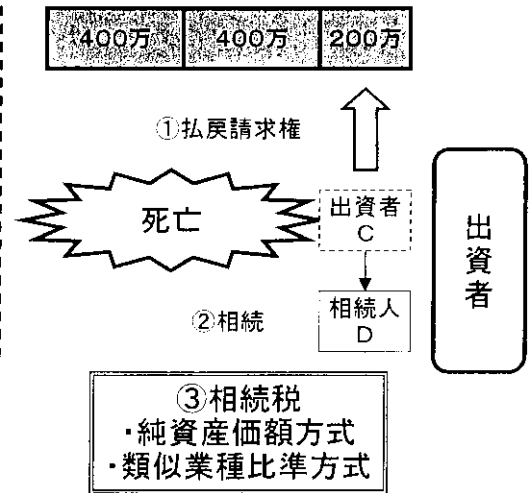
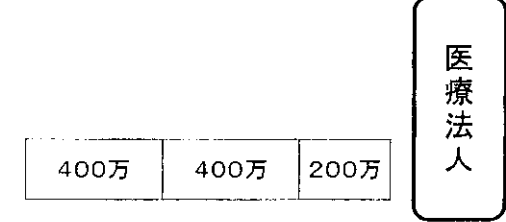
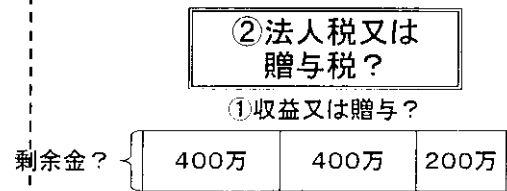
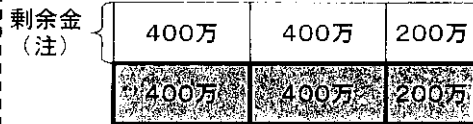
資料 3

設立



出資額限度法人へ移行

出資者の死亡

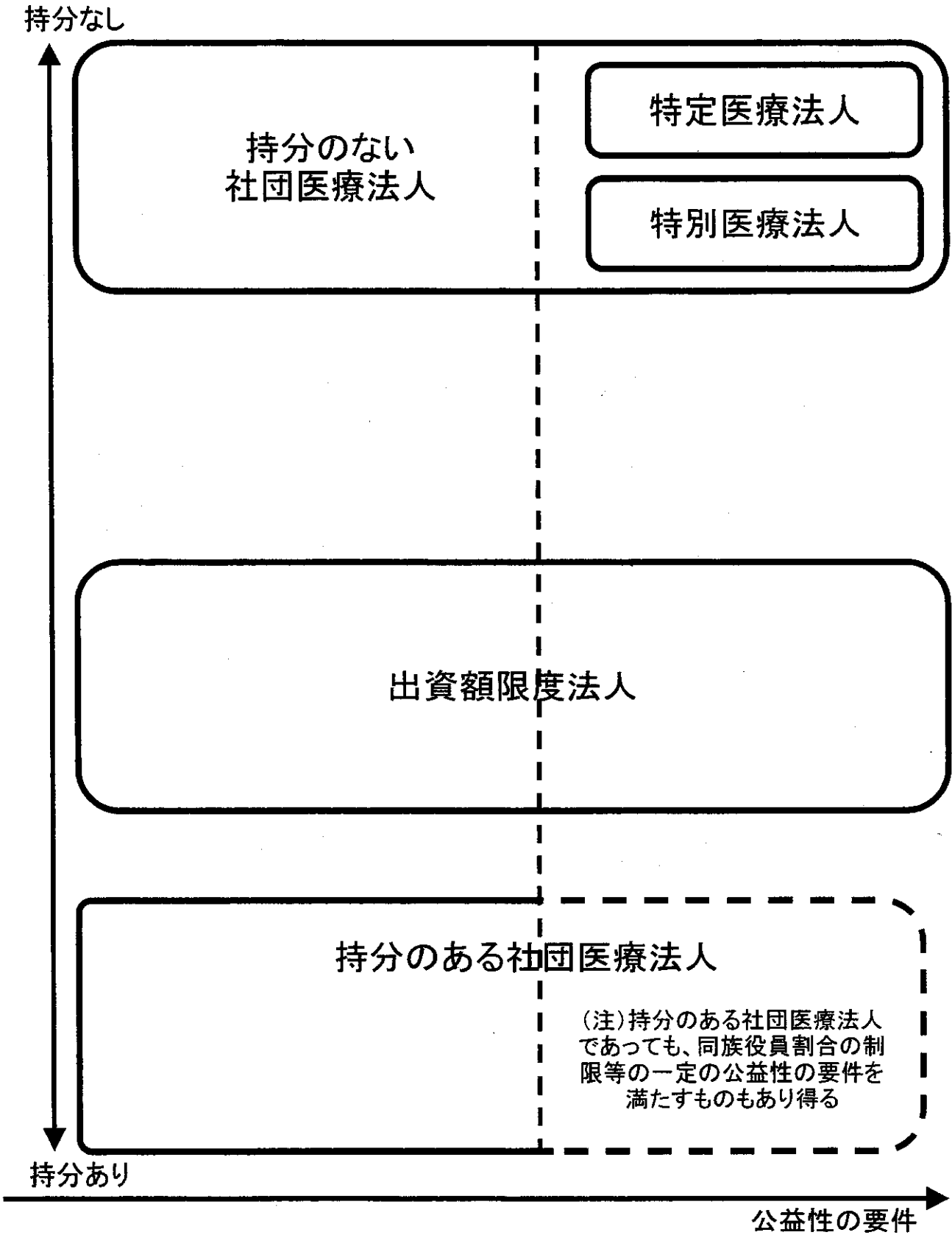


(注)この時点、仮に社員の脱退や法人の解散時の残余財産の分配を、「払戻出資額に応じて」行う旨の定款を有している場合における各出資者に帰属する可能性のある額を表示したもの(従って、この時点で、剰余金はあくまで法人のものであり、各出資者に帰属しているのではない。)

出資額限度法人への移行に係る課税関係について、財務省主税局と調整(平成16年度税制改正要望を提出)

出資額限度法人の制度化に伴い、相続財産の評価について、必要に応じて国税庁と調整

各種医療法人の位置付け(概念の整理)



特別医療法人と特定医療法人の公益性要件の比較

	特別医療法人	特定医療法人
効果	○収益業務の実施（注） ×（法人税率30%）	×（収益事業は認められない） ○法人税軽減税率（22%）適用
要件等	医療法人のうち、法人の財産が個人に帰することがなく、公的な運営が確保されているもの （医療法第42条第2項）	医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることについて国税庁長官の承認を受けたもの （租税特別措置法第67条の2）
法人の種類	○財団又は持分の定めのない社団	○同左
医療施設の要件	○特定の病床（緩和ケア病床など省令で定める9種のうちのいずれか）を有すること（注） ○次のいずれかの要件を有すること ・患者40人以上の収容施設を有すること ・救急告示病院であること ・その他公益の増進に著しく寄与	×（病床規制なし） ○同左
収入要件	○社会保険診療に係る収入金額が全収入の80%超であること ○自費患者は社会保険診療と同一の基準により計算すること ○医療収入の金額は直接経費の1.5倍の範囲であること ×（差額ベッド規制なし）	○同左 ○同左 ○同左 ○差額ベッド比率30%
法令違反事実の有無	○医療に関する法令に違反する事実その他公益違反の事実がないこと	○同左
特別利益付与の禁止	○役員等に対し、施設の利用、金銭貸与、資産の譲渡等その他財産の運用及び事業の運営に関し特別の利益を与えないものであること ○役員等に対する給与支給額は、年3600万円以下であること（注）	○同左 ○同左
同族要件	○3分の1以下であること	○同左
残余財産の帰属	○解散等した場合の残余財産は国等に帰属	○同左
移行時における税制上の取扱い	○課税関係は生じない	○同左

（注）特別医療法人の公益性要件等について、平成15年11月より以下のとおり改正予定。

- ・ 収益業務について、実施できる業務の範囲を大幅に緩和
- ・ 業務に係る要件について、医療施設近代化補助金の交付条件、税制上優遇措置を受けるための条件とされている業務を追加
- ・ 役員等の給与等について、職務内容及び年齢により加減算して計算する階層的規制を撤廃